

令和8年度 首都圏における札幌市シティプロモーション業務 仕様書

1 業務名

令和8年度 首都圏における札幌市シティプロモーション業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3 業務の背景と目的

札幌市は現在、人口減少局面にあり、関係人口の拡大や移住促進に向けた取組を推進する必要がある。一方、首都圏の20代～40代のビジネスパーソンは、リモートワークの普及等を背景に地方移住への関心を高めているが、彼らが求めているのは単なる行政情報ではなく、自身の価値観やキャリアに刺さる「リアルな繋がり」やメインターゲットに向けた「訴求力のある情報」である。

本業務は、特定のテーマをフックとしたイベントとSNS発信を連動させ、主に20代～40代のビジネスパーソンを対象に、首都圏における札幌ファン(関係人口)の分母を拡大するとともに、参加者の本音(具体的なニーズや障壁)を収集し、将来的な施策立案に資する知見を得ることを目的とする。

4 業務実施体制

本業務は、本市職員と受託者が密接に連携する、伴走支援体制で遂行する。業務分担はおおむね以下を想定する。

- ・本市職員:企画・実施の意思決定、イベント当日の現場運営、本市東京事務所
Instagram いっしょさっぽろ(@sapporo_love_official)の運営(以下「Instagram」という。)
- ・受託者:専門的知見に基づくイベント企画演出、イベント進行・管理、イベントフライヤー・クリエイティブの作成、必要物品の手配、会場・登壇者との調整・旅費謝礼金の対応、Instagram投稿動画の企画・撮影・編集、及び本市の情報発信に最適化された制作フローの構築。Instagramの広告出稿。

5 業務内容

(1)コミュニティ型イベントの実施(公開収録等)

「札幌独自のビジネス・生活環境(都市機能と自然の近接、ワーケーション・二拠点居住等のフィールドとしての高いポテンシャル等)」と「特定のライフスタイル(サウナ、食、スポーツ、リモートワーク等)」を掛け合わせ、ターゲットの知的好奇心とキャリア観に響くイベントを企画すること。

単なる情報の提供にとどまらず、札幌での暮らしが仕事のパフォーマンスやウェルビーイングに寄与することを伝え、札幌のポテンシャルや集う人々に魅力を感じさせること。それにより「この環境、この仲間となら札幌で働きたい」と思えるような、深いエ

ンゲージメントを創出するような企画とすること。

また、年間を通じた全5回のイベントについて、本業務全体の「包括的なコミュニケーション・タイトル」を策定すること。

各回は異なるテーマを設定しつつも、この包括的なタイトルに基づいた一貫したメッセージを発信することで、年間を通じた活動全体の認知度向上と、札幌のファン層(関係人口)の醸成を図ること。

実施回数	<ul style="list-style-type: none">・年間5回程度の実施を想定する。・各回は別のテーマを設定し実施すること。
演出形式	<ul style="list-style-type: none">・登壇者のトーク+会場で参加者と登壇者がフラットに交流できるミーティング形式を基本とする。実施に際し、北海道・札幌にゆかりのある企業や団体と連携することは妨げない。・登壇者のトークについては、当日現地で参加できない方へ後日Instagramで訴求できるよう動画撮影を行うこと。
登壇者	<ul style="list-style-type: none">・単なる集客目的の著名人等の起用ではなく、札幌移住者や札幌ゆかりの起業家、クリエイター、多拠点居住者など、ターゲットから共感を持たれ、テーマや目的に沿ったゲストを起用すること。・登壇者の人数は、テーマや実施規模により検討すること。
場所・規模	<ul style="list-style-type: none">・オンサイト(対面)で、1回あたり30～70名程度(テーマや会場特性により調整可)を想定する。・テーマに即した最適な場所(シェアオフィス、専門店等)、集客に効果的な立地を考慮し選定すること。なお、首都圏さっぽろ応援ショップを含めた店舗とのタイアップ型の実施や、本市主催により無償で実施できるシェアオフィス等の企画も妨げない。・会場にて、スクリーン・プロジェクター・マイク(2本)・スピーカーが使用できるよう手配すること。
集客方法	<ul style="list-style-type: none">・各回A4サイズ(片面)の1枚のフライヤーデータを制作すること。(印刷は不要)・各テーマに応じた効果的な集客方法を検討し、より多くの参加者を確保するため、十分な募集期間(概ね4週間程度)を設けること。・Instagramによる、イベント情報発信を実施するため、制作したフライヤーデータを基に、Instagram投稿用画像データ(6:4)を各回1枚以上制作すること。・ターゲットとなる参加者に届くよう、適切な周知方法を検討し集客を行うこと。

本市職員との 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント当日、本市職員3～5名程度が運営スタッフ(受付、誘導等の実働)として従事する。 ・受託者は、これら職員を含めた全体の進行管理(ロジ表の作成等)、登壇者との調整、及び当日のトークセッションをInstagram用素材として収録・クリエイティブ管理を主導すること。
アンケートの 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント参加者の熱量や移住、ビジネス展開における障壁を可視化するため、参加者を対象に意識調査を実施すること。 ・アンケートの内容は、以下を基本に検討する。 【内容】 ・イベントの満足度 ・申込時と終了時の2回、同一の質問を実施することで、イベントを通じた意識の変化を測定(例:札幌に住みたくなったか、札幌への興味が深まったか、生活への不安が減ったかなど) ・参加者がイベント終了後、Instagramのフォローや関連するWEBサイトを閲覧するなど、具体的なアクションにつながった数 ・自由記述等からの「参加者の生の声」を抽出
中間報告と 改善施策の実 施	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の中間地点(第2回イベント終了後を目途)において、中間報告を実施すること。これまでの実施結果、成果指標の達成見込み状況、参加者のニーズ等を分析・報告し、本市と協議の上で、第3回以降の企画立案・実施手法に反映させること。 ・中間報告で、設定したKPI(成果指標)について、目標と乖離が認められる場合には、速やかに要因を分析し、目標達成に向けた追加の改善施策を提案・実施するなど、適切な対応をとること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実施企画の最終決定については、双方協議のうえ確定させるものとする。 ・イベントの企画においては、集客の最大化を主目的とした飲食・プレゼント等の提供による誘引は行わないこと。

(2)Instagramを通じた「資産型」コンテンツの制作等

本市の情報発信における一貫性を保ち、効率的な運用を実現するため、以下の動画制作等を行う。

ア イベント内トークセッションを素材としたショート動画制作(10本以上):

5(1)イベント内のトークセッションで生まれた一次情報を活用し、会場に来られなかった潜在層へ届けるための動画制作を行う。

- ・1イベントにつきトークセッションを中心に、2本程度の動画及び視認性の高いカバー画像を制作する。
- ・動画は1分程度とする。

- ・動画は、単なるイベントダイジェストではなく、「札幌での具体的なライフスタイルやビジネス環境」にフォーカスし、ターゲットが「保存」して見返したくなる実益(Tips)を含む構成とすること。

- ・制作進行：原則として撮影から2週間以内に完結させること。なお、速報性が求められるものについては、別途協議の上、早期納品を求める場合がある。投稿作業については本市が直接行う。クリエイティブは、Instagramのトンマナに合わせて制作を行うこと。

イ 札幌での暮らしを伝える動画の制作(5本程度)：

「札幌で働くこと、暮らすことの魅力を伝える」をテーマとした動画の企画、及び撮影・編集を含む制作をすること。また、視認性の高いカバー画像を制作すること。

- ・Instagramのトンマナ、テロップ、BGM等の世界観を踏襲した編集・クリエイティブ制作をすること。

- ・動画は30秒～1分を目安とする。

ウ SNS広告によるターゲット配信と戦略的拡散：

制作した「資産型」コンテンツ(ア及びイ)を最大活用し、札幌市への移住関心層および潜在層へダイレクトに届けるためのInstagram広告を運用すること。

- ・運用目的：Instagramアカウントの認知拡大や、札幌での暮らし・働き方に具体的な関心を持つフォロワーの獲得を通じて、札幌移住への関心を向上させること。

- ・ターゲット設計：首都圏在住の20代～40代のうち、移住、二地域居住、起業、リモートワーク、ワーケーションなど、札幌で暮らす、働くことに関心のある層をターゲティングすること。

- ・広告運用と費用分担：広告出稿費(メディア実費)は、本業務委託料に含めるものとする。

- ・受託者は、委託料の範囲内で最大限の効果(リーチ数・保存数・フォロワー獲得等)を生むための予算配分及び運用プランを提案すること。

- ・各イベントや動画の公開タイミングに合わせ、最も効果的な配信スケジュールを組むこと。

(3)各種イベントへの側面支援

上記イベント以外に、本市が主催・出展するイベント(北海道物産展等を含む)において、以下の実務的なサポートを実施する。本業務の特性上、5(1)～(2)で制作した素材の使い回しはできない点に留意し、個別の案件として対応すること。

- ・支援内容：会議室・出展料の精算、備品運搬・運搬手配、PRグッズ等の制作、イベント関連物品等の購入・手配、登壇者謝礼及び旅費精算、イベント保険料の支払い、また、これらに係る事務手続き(委託期間内、7イベント程度)。

- ・予算目安：委託料のうち150万円程度を、5(3)業務の実費に充てることとする。なお、本件支援にかかる受託者の人件費・手数料等は、上記金額に含めない。

(4)成果指標及び目標数値の設定

本業務について、有効性を図る成果指標及び目標数値として以下を設定し示すこと。
なお、下記の指標に加えて、追加の指標を設定することを妨げない。

ア イベント参加者の属性純度

全参加者のうち、メインターゲット(20代~40代のビジネスパーソン、かつ移住・
二地域居住・ビジネス展開に関心を持つ層)が占める割合。

イ 特定アクションの実行数

イベント会場内での呼びかけや仕掛けに応じ、その場でInstagramのフォロー、特
定投稿の「保存」、WEBサイト等へのアクセスを行った人の数。

ウ イベント前後における意識変容

アンケート(参加申し込み時・イベント終了後)による、「札幌市への関心度」「生活環
境としてのイメージ向上度」等の比較数値。

エ SNSコンテンツの資産的価値と拡散効果

制作した全15本の動画における、以下の数値。

・1本当たりの「平均保存数」

・広告運用を含む「総リーチ数」及び「プロフィールの表示回数」、「フォロワー獲得数」

(5)実施報告

最終的な実施結果や、今後のプロモーションに向けた課題等の整理及びその解決
策の提案等をまとめた実施報告書を作成すること。

※参考情報:

・第3期さっぽろ未来創生プラン(人口動態等)

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/3rd/miraisousei.html>

・さっぽろ暮らしのススメ(移住関連情報等)

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/move/>

・札幌UI就職ナビ(就職関連情報等)

<https://www.sapporo-ui.com/event/>

・札幌市公式移住サイト

<https://sapporo01.jp/>

・NEXT SAPPORO 企業進出総合ナビ(ビジネス環境等)

<https://www4.city.sapporo.jp/invest/>

・大札新

<https://www4.city.sapporo.jp/invest/daisasshin/>

・SAPPORO CO-CREATION GATE

<https://www4.city.sapporo.jp/scg/>

・GX関連

<https://tsh-gx.jp/>

・札幌市東京事務所公式インスタグラム(@sapporo_love_official)

https://www.instagram.com/sapporo_love_official/

・札幌市シティプロモーションムービー

<https://www.city.sapporo.jp/somu/tokyo/movie/>

・首都圏さっぽろ応援ショップ

<https://www.city.sapporo.jp/somu/tokyo/ouennshop.html>

・令和6年度・令和7年度実施事業

<https://www.city.sapporo.jp/somu/tokyo/r06citypr-competition.html>

<https://www.city.sapporo.jp/somu/tokyo/r07citypr-competition.html>

(6) 独自提案

受託者は、上記で定めた内容に限らず、独自のネットワークやノウハウを活用し、本業務の趣旨・目的に適うような取組等を提案することも可能とする。なお、独自提案を行う場合は、目標値や手法、実施効果等、具体的かつ詳細に提案すること。

6 進捗管理

受託者は、契約後速やかに年間業務スケジュール及び各イベントごとのスケジュールを作成・提出すること。また、受託者は、適宜本市との打ち合わせを設定し、スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。必要に応じて臨時の打ち合わせを設定すること。

7 成果品

受託者は、業務完了後速やかに報告書を取りまとめ、以下の成果品を提出すること。詳細は、本市と十分に協議し決定すること。

- ・中間報告書(分析結果及び第3回イベント以降の改善計画を含む)
- ・最終報告書(各イベントの結果、詳細なニーズ分析、戦略提言を含む)
- ・制作動画データ一式 (mp4形式、高画質版・低容量版)
- ・イベントごとに撮影した未編集の素材(ローデータ)の提供
- ・動画投稿に適したカバー画像データ一式(jpgまたはpng)
- ・実施したアンケートのローデータ(匿名化されたもの)
- ・その他、本市が必要と認めるもの

8 その他

(1) 協議の実施

本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、本市及び受託者双方の協議により処理する。

(2) 実施内容の変更

提案にあたっては、実現可能性の高い企画を提案すること。なお、提案を行った企画が実現できなくなった場合は、その企画と同等の企画を実施すること。

また、業務の実施にあたっては、本市東京事務所と協議し、承認を得ることとし、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。

(3) 再委託について

受託者は、必要に応じて業務の一部について再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、再委託承認申請書(任意様式)により申請の上、本市の承認を受けること。

また、この仕様書に定める事項については、再委託先においても受託者と同様に遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うものとする。

(4) コンテンツの権利帰属及び二次利用

本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も各媒体で無期限に公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料、楽曲使用料等については、受託者の負担とする。また、受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、本市に全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については、二次利用も含め、本市が自由に使用できるものとする。

(5) 著作権等への配慮

本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他の特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

なお、受託者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を本市が利用することを許諾することとする(複製の作成を含む。)

(6) 特定個人情報等の取り扱い

受託者は、本業務を履行するにあたって、特定個人情報等を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報等取扱安全管理基準」及び「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、特定個人情報等の取扱状況について委託者に報告すること。なお、詳細については、別途指示することとする。

(7) 情報資産の取り扱い

業務上知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、本市または本市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ本市の承認を得たものについては、この限りではない。

(8) 関係規定等の遵守

本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。

(9) 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ レスペーパーを徹底するなど、紙の使用量を減らすように努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

(10)制作物に係る色の配慮について

制作物のデザインや配色については、本市が作成した「広報に関する色のガイドライン改訂版」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/index.html>)を参照し、誰にとっても見やすく、分かりやすいデザインとなるよう配慮すること。

(11)その他

本業務に関する事故等は、本市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。